

特許取消決定取消請求事件

[平成30年10月17日判決（知財高裁） 平成29年（行ケ）第10232号](#)

キーワード：発明該当性

担当 弁理士 植田晋一

1. 事案の概要

原告は、名称を「ステーキの提供システム」とする発明につき、その設定登録を受けた。本件特許に対する特許異議申立てが行われたため、原告は、特許請求の範囲を訂正する訂正請求をした。特許庁は、訂正することを認めたとうえで、本件特許を取り消す旨の決定をした。これに対して原告は、審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

決定取消

3. 本件特許

発明の名称：ステーキの提供システム

登録番号：特許第5946491号

出願日：平成26年6月4日（特願2014-115682号）

登録日：平成28年6月10日

4. 本件発明（下線部は訂正事項）

【請求項1】

お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、

上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、

上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、

上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、

上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、

上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであること
を特徴とする、

ステーキの提供システム。

5. 争点

本件特許発明の発明該当性判断の誤りの有無。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）本件特許発明1の技術的意義

本件特許発明1は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでの人の手順（本件ステーキ提供方法）を要素として含むものの、これにとどまるものではなく、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（装置）からなる本件計量機等に係る構成を採用し、他のお客様の肉との混同が生じることを防止することにより、本件ステーキ提供方法を実施する際に不可避免的に生じる要請を満たして、「お客様に好みの量のステーキを安価に提供する」という本件特許発明1の課題を解決するものであると理解することができる。

（2）本件特許発明1の発明該当性

前記(1)のとおり、本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと、本件特許発明1は、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（本件計量機等）を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえることができる。

したがって、本件特許発明1は、特許法2条1項所定の「発明」に該当するといえることができる。